

## 大学グローバル化検討ワーキンググループにおける 審議経過 (案)

### 1 大学の国際化の意義とその方向性について

#### ①基本的な考え方

- 大学は、中世ヨーロッパで登場して以降、国を越えた学生や教員・研究者の移動・交流や、国際的通用性を前提とする学位の授与など、その教育と研究は本来的にグローバルな活動を伴うものである。
- 大学の国際化、すなわち、国の内外から広く優秀な学生、教員・研究者を集わせ、大学の教育・研究機能を高めることは、高度な研究と全人格的な教育を行う大学の内在的要求に応えることである。特に、多様な文化や背景を持つ者がともに学ぶことは、新たな知的発見を通じ、知識技能のみならず、人格的にも大きな成長が期待できる。  
同時に、急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、大学の教育研究機能が、我が国社会の発展を支える重要な要素のひとつとして、我が国の国際競争力を高めることに貢献することが求められている。特に優れた人材の獲得における競争が強まる中で、高度な研究人材、新たな領域を切り開くような人材の獲得・育成が望まれる。
- また、大学の国際化は、我が国の安全保障と国際貢献に大きく寄与するものであって、日本理解者の増進や国際的な人材育成や国作りへの支援を通じた世界への貢献、アジアの一員としての責務を果たすものとなる。

#### ②各大学における国際化の在り方

- 各大学における国際化の意義については、その対象に応じて、例えば以下のようにとらえることができる。
  - ・学生にとっては、異なる文化的背景を持つ教員からの指導、留学生との交流、また国際的な教育プログラムへの参加等を通じて、国際コミュニケーション能力の向上や、自らの専門能力を国際的に証明することが容易になり、国際的に活躍できる能力の向上につながる。グローバル化した社会に通用する人材の輩出は産業界、労働市場の要請に応えるものとなる。
  - ・教員にとっては、留学生を受け入れたり、海外の教員との共同研究等を行うことを通じて、自らの教育研究活動がより豊かで幅の広いものになるとともに、その成果を国内外に発信する機会が広がる。
  - ・大学にとっては、短期教育プログラムや教育連携プログラムの開発、大学間ネットワークの構築等を通じて、大学の教育・研究機能が強化され、国際的な知と人材の循環や国際競争力の向上につながる。

- また、国際化の意義や方向性について、国公立の設置形態の特色を踏まえ検討することも考えられる。

国立大学については、憲法で国際協調の理想とその実現に向けての努力を宣言している国家が設置する大学として、多数の外国人学生や外国人教員を受け入れ、国際的な枠組において教育の質を向上させ、教育研究を通じて人類全体の知の継承と普及と創造に貢献することが考えられる。

公立大学については、地方公共団体が設置・管理するという性格を踏まえ、地域における高等教育機会の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての中心的な役割を果たす中で、国際化の意義やその方向性につき検討することが考えられる。

私立大学については、建学の精神に基づき、個性豊かな教育研究活動を展開する中で、国際化の意義やその方向性につき検討することが考えられる。

- 各大学においては、以上のような考え方も踏まえ、自らの特長を生かす中で機能別に分化していくことが期待される中で、それぞれの個性・特色に応じる形で、国際化の意義や方向性を明確化し、その実現に向けて取り組むことが必要である。

その際、「将来像答申」において示された機能別分化の分類について、特定の分類のみが国際化に関係するというのではなく、各大学が様々な機能を有し、その比重の置き方を選択していく中で、国際化の観点も踏まえ、適切に対応するよう留意することが望まれる。

また、このような大学の取組に対して、国際化拠点の形成や、大学の国際化に関連した教育内容等の改善、コンソーシアム及び留学生宿舍等の共同利用拠点の導入など大学の国際化の推進に向けた連携協力などへの支援を行うことも重要である。

### ③ 国際的通用性の観点から共通に求められる大学の国際化

- 上記に述べた国際化の意義や方向性とは別に、大学教育において保証されるべき質としての、各大学における教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式などについて、国際的通用性の観点から、諸外国の取組や国際的な動向も踏まえ改善を図ることも、国際化の重要な側面であり、このことは分野や機能にかかわらず、全ての大学において当然に求められる。したがって、大学教育の質を保証する観点からは、国際化への対応は目的としてではなく手段としてとらえられる観点もあり、各大学における改革を促す契機としての意義も重要である。

大学分科会においては、大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方について検討が進められているが、これらを国際的通用性があるものとして不断に検証・改善し、我が国の大学が全体として質が保証されるよう、国がその役割を果たしていく必要がある。

## 2 公的な質保証システムの海外への発信と教育連携に向けた検討

### ①大学制度の海外発信

- 我が国の大学について効果的に情報を発信するためには、我が国の大学制度について理解してもらうことがまず重要である。我が国全体の大学の信頼性についての認識を高めるため、設置認可や認証評価といった日本の質保証システムについても、積極的に情報提供していくことが望ましい。また、情報提供の在り方として、国際的な情報発信媒体の活用も視野に入れることが考えられる。
- 国際的な情報発信に当たっては、我が国における質保証の枠組みについて、その根拠となる大学設置基準をはじめとする各種の法令等の関係やその意義について理論的に整理するとともに、その要素に応じて類型化を図っていくことが前提であり、その上で、英語での適切な表記の在り方について検討を進めることが必要である。例えば「学部」「学科」「課程」「研究科」「専攻」「大学院」は日本語としては組織としての意味と、学位プログラムとしての意味の両方を有することがあるが、これらの用語の適切な表記の在り方について検討するためには、先に述べた理論的整理が不可欠である。
- 現在、大学分科会においては、大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方について検討が進められているが、本ワーキンググループにおいては、これらの検討状況を適切に踏まえつつ、表記の在り方を引き続き検討していく。
- その際、英語での表記について検討することを通じて、我が国の公的な質保証システムの在り方について有益な示唆が得られるよう、関係するワーキンググループと連携しつつ、適切に取り組む必要がある。特に、学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成は、我が国の大学の学位の内容を分かりやすいものとし、その国際的通用性を保証する上でも有効と考えられるため、英語での表記の在り方についても、密接な連携の下に検討を進めることが望ましい。また、学位をめぐる動向については、我が国において近年学位の名称数が多くなっていることについても、関係するワーキンググループにおいて、国際通用性の観点から留意すべきである。

### ②ダブル・ディグリー等の教育連携

- 我が国と海外の大学との間の単位互換については、我が国の法令上、国内の大学同士の単位互換であっても、あるいは我が国の大学と外国の大学との間での単位互換であっても、一定の上限を超えない範囲において認められている。このため、単位互換

制度を活用することにより、双方の大学においてそれぞれ学位を授与する「ダブル・ディグリー」を形成することが可能となっている。

(参考)

○大学設置基準

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

○大学院設置基準

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条 から第二十五条 まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同項中「第二十八条第一項及び第二項並びに前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

- ダブル・ディグリーの形成により、大学にとっては、組織的・継続的な教育連携関係を強化し、魅力的な教育プログラムの構築に資する等のメリットが考えられるとともに、学生にとっては、我が国と海外の大学の複数の学位を取得する際、それぞれの大学の学位プログラムを履修するよりも短い期間に、両方の学位を取得することが期待できる等のメリットが考えられる。
- その一方、ダブル・ディグリーの形成に当たっては、国際的な質保証の動向に留意しつつ、複数の大学における履修スケジュールの調整や、単位互換の対象となるプログラムの質の確認、研究指導や学位審査の扱い等について、十分に検討した上で実施することが望まれる。

- これらの留意すべき点については、各国の教育制度の違いや、対象となる学位及び教育プログラムの多様性、各大学における実情等も踏まえつつ、各大学の参考に資するため、例えばガイドラインのように一定の考え方をとりまとめることは有益であると考えられる。このことにより、海外の大学との教育連携関係がより活性化するとともに、それらの取組における質保証の実質化、ひいては学位の国際的通用性の向上にも資するものと考えられる。
  
- これまでの検討においては、例えば以下のような点について、一定の考え方を検討することの必要性が指摘されており、引き続き本ワーキンググループにおいて検討する必要がある。
  - －「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等、類似の用語の整理
  - －学位記の方式や学位の名称等の表記
  - －教育研究の関連性や共同性の考え方
  - －履修スケジュールの設定（アカデミックカレンダーの相違や、学生の負担への適切な配慮）
  - －成績評価や研究指導、論文審査等の方法の相違の調整
  - －実施に要する費用の分担や担当教員の役割、定員の考え方
  - －大学間協定等におけるプログラムの位置づけ
  - －認証評価やア krediyteshon 等による公的な質保証
  - －国際的な分野別質保証に関する取組への参加

## 国外大学とのダブル・ディグリーについて

### ○ダブル・ディグリーとは

単位互換制度を活用して、一定期間で複数の学位プログラムを終了することにより、学生に複数の学位を授与する取組を指す。

### ○国外大学とのダブル・ディグリーを導入している大学（平成19年度）

平成18年度：37大学（国立8、公立0、私立29）

平成19年度：69大学（国立17、公立1、私立51）

### ○ダブルディグリー導入大学における事例

#### <学部段階>

#### ○長岡技術科学大学 「ツイニングプログラム」

相手先大学: ハノイ工科大学

開始時期 : 2003年～

分野 : 工学

概要 : ベトナム人学生が、本国で、学部教育の前期2.5年の間、日本語教育及び専門基礎教育を学び、その後、日本で、後期2年の間、専門教育(工学分野)を学ぶ。本プログラムの課程を修了し、必要な単位を取得した者には、両大学の学位を授与することができる。

パターン:



#### ○立命館大学 「学部共同学位プログラム」

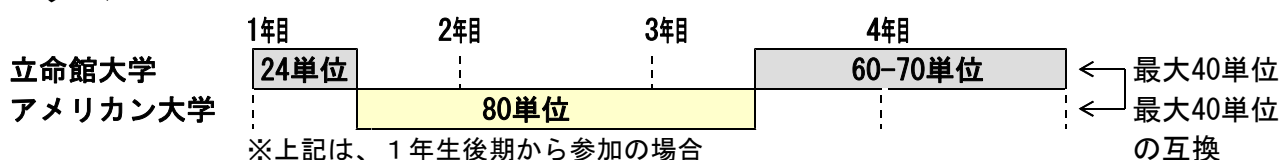
相手先大学: アメリカン大学

開始時期 : 1994年～

分野 : 立命館大学では、法学部、経営学部、産業社会学部、文学部、国際関係学部、政策科学部が対象であり(2009年度派遣時点)、アメリカン大学で、国際関係学部、文理学部、経営学部、公共政策学部、コミュニケーション学部のいずれかに所属。

概要 : 立命館大学の学部学生が、1年目の前期を日本で学んだ後渡米し、3年目の前期までの2年間をアメリカン大学で、3年後期から卒業までの1年半を日本で学ぶことにより、両大学の学位が授与される。2年生後期からの参加も可能。

パターン:



## <研究科段階>

### ○東京工業大学 「大学院合同プログラム」

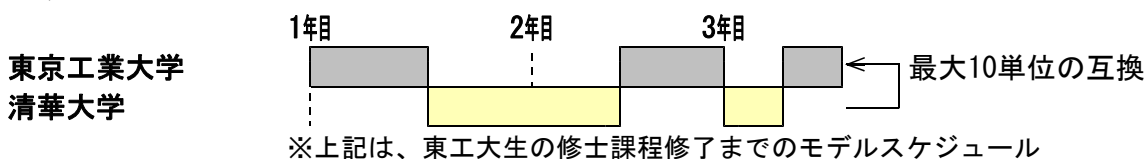
相手先大学: 清華大学

開始時期 : 2004年～

分野 : ナノテクノロジーコース、バイオコース、社会理工学コース

概要 : 東京工業大学の学生は2年半、清華大学の学生は3年かけて両大学の修士号を取得する。東京工業大学の修士学生については、入学後、1年目の8月から1年間、清華大学で講義・研究を行う。2年目の8月から、東工大において、引き続き、講義・研究を行う。3年目の4月から、再び清華大学で講義・研究を行い、3年目の7月から、東工大で研究・論文発表を行う。そして、両大学から学位授与を受ける。

パターン:



### ○慶應義塾大学 「ダブルディグリープログラム」

相手先大学: エコール・サントラル・インターグループ(国立理工科学院連合)

開始時期 : 2005年～

分野 : 理工学部、理工学研究科

概要 : 学部、修士課程の間に相手国で2年間学修し、慶應義塾大学の修士号(工学・理学)及びエコール・サントラルの工学修士相当のエンジニア資格(Centrale Engineer Degree)が授与される。慶應義塾大学の学生については、学部段階の1、2年次を慶應義塾大学理工学部、3、4年次をフランスで学修した後、慶應義塾大学で2年間の修士課程を修める。(なお、慶應義塾大学で学士号は取得せず、エコール・サントラルの学位は本プログラムの修了によって認定されるため、単位互換は発生しない)

パターン:

